

宇治市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

第8次地方分権一括法による災害弔慰金の支給等に関する法律（以下「法」という。）の一部改正に伴い、宇治市災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「条例」という。）の一部改正を予定しておりますので報告いたします。

1 法改正の趣旨

法により3%に固定されていた災害援護資金の貸付利率について、市町村が条例で設定できるようにすることにより、市町村の政策判断に基づき、低い利率での貸付けが可能となり、被災者の返済負担を軽減し、被災者支援の充実強化に資する。

2 災害援護資金の貸付制度の概要

- | | |
|-----------------|----------------------------------|
| (1) 根拠法 | 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号） |
| (2) 実施主体 | 市町村 |
| (3) 対象災害 | 災害救助法による救助が行われる災害、その他政令で定める災害 |
| (4) 受給者 | 上記災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者 |
| (5) 貸付限度額 | 350万円 |
| (6) 所得制限 | あり（政令で定める額） |
| (7) <u>利率</u> | 年3%（据置期間中は無利子）
⇒年3%以内で条例で定める率 |
| (8) <u>償還方法</u> | 年賦又は半年賦 ⇒ <u>年賦、半年賦又は月賦</u> |
| (9) <u>保証人</u> | 必置 ⇒ <u>市町村判断</u> |
| (10) <u>違約金</u> | 年10.75% ⇒ <u>年5%</u> |
| (11) 据置期間 | 3年（特別の場合5年） |
| (12) 償還期間 | 10年（据置期間含む） |
| (13) 貸付原資負担 | 国2/3、都道府県・指定都市1/3 |
| (14) 改正法施行日 | 平成31年4月1日 |

3 条例改正の時期（予定）

平成31年3月定例会に議案提出予定

災害弔慰金の支給等に関する条例、施行規則 主な改正点

番号	法令			条例		規則		
	条項	項目	現行	改正後	条項	現行	条項	現行
(7)	法第10条第4項	利率	年 3%	年 3%以内で条例で定める率	第14条	年 3%	別記様式第3号、第5号	年 3%
(8)	令第7条第3項	償還方法	年賦又は半年賦	年賦、半年賦又は月賦	第15条第1項	年賦又は半年賦	別記様式第2号、第3号、第7号、第13号	年賦又は半年賦
(9)	令第8条	保証人	必置 (連帯債務)	削除 (市町村判断)	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
(10)	令第10条	違約金	年 10.75%	年 5%	規定なし	規定なし	別記様式第14号、第15号	年 10.75%